広域振興局農林関係事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

広域振興局農林関係事務処理規程の一部を改正する訓令

広城振興局農林関係事務処理相段(昭和57年岩手県訓会第22号)の一部を次のように改正する

/ 公域派典河展外関係事務だ理別性(旧和31十石于宗訓市第22万) ジュ 即でひりよ アに以上する。) り 即を込りように以正する。
	改正前	改正後
	(定義)	(定義)

- 当該各号に定めるところによる。
 - 「略] (1)
 - (2) 農村整備室長等 広域振興局の農政部の農村整備室、 農村整備センター若しくは農林振興センター(農村整備室 が置かれる農林振興センターにあっては、農村整備室)又 は農林部若しくは農林部農林振興センターの長をいう。
 - (3)「略〕
- センター(農村整備室が置かれる農林振興センターにあって は農村整備室、林務室が置かれる農林振興センターにあって は林務室)及び農村整備センター、農林部及び農林部農林振 興センター(林務室が置かれる農林振興センターにあっては 、林務室)並びに林務部の長は、請負工事については、工事 箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければなら ない。
- 第6条 局長は、特用林産物需給動態調査報告書を、毎年7月 第6条 局長は、特用林産物生産統計調査集計表を、毎年1月 31日及び1月31日までに部長に提出しなければならない。

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「略]
 - (2) 農村整備室長等 広域振興局の農政部の農村整備室、 農村整備センター若しくは農林振興センター(農村整備室 が置かれる農林振興センターにあっては、農村整備室)又 は農林部若しくは農林部農林振興センター(農村整備室が 置かれる農林振興センターにあっては、農村整備室)の長 をいう。
 - (3) 「略]
- 第4条 広域振興局の農政部、農政部の農村整備室、農林振興 第4条 広域振興局の農政部、農政部の農村整備室、農林振興 センター(農村整備室が置かれる農林振興センターにあって は農村整備室、林務室が置かれる農林振興センターにあって は林務室)及び農村整備センター、農林部、農林部農林振興 センター(農村整備室が置かれる農林振興センターにあって は農村整備室、林務室が置かれる農林振興センターにあって は林務室) 並びに林務部の長は、請負工事については、工事 箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければなら ない。
 - 31日までに部長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。